平成２４年（フ）第４２７号
静岡市葵区南沼上１丁目３番６号
破産者　株式会社トレイディング川口
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３２９号
最後の住所地静岡県駿東郡小山町小山71番地の30
破産者　亡神成弘之相続財産
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３４３号
静岡県駿東郡小山町小山71番地の30
破産者　株式会社神成書店
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１００号
三重県志摩市大王町船越1683番地
破産者　有限会社大昇精機
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第９９号
鹿児島県肝属郡肝付町新富5047番地
破産者　大迫建設有限会社
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第１５６号
富山県高岡市泉町３番15号
破産者　株式会社サンユー富山
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所高岡支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第７８０号
宮城県名取市手倉田字諏訪532番地の１　ラスティコート名取202号、住民票上の住所宮城県名取市閖上４丁目14番17号
破産者　南雲　勝征
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２６３号
群馬県高崎市小八木町1146番地３
破産者　吉田　晴輝
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第４４号
京都府京丹後市峰山町上22番地
破産者　平井　輝男
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第３９号
京都府宮津市字獅子550番地
破産者　柴田　正和
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第２７７号
神戸市北区鈴蘭台西町５丁目16番１―1001号
破産者　吉本　政和
1　決定年月日　平成25年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８号
群馬県館林市富士原町1043番地、申立時の住所群馬県館林市近藤町832番地
破産者　清水　一男
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第３０号
横浜市西区浅間町１丁目11番地７
破産者　渡邊　　勲
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８１号
富山県高岡市蓮花寺652番地６
破産者　笠嶋　峰幸
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第４９２号
石川県白山市美川浜町ソ405番地
破産者　鍛冶　俊一
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２３３号
静岡県富士市浅間上町16番16の２号、開始決定時の住所静岡県富士市永田町２丁目109番地の１
破産者　小林　源吾
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１０９２号
京都市伏見区下鳥羽但馬町164　株式会社大都測量設計事務所内、住民票上の住所神戸市西区岩岡町野中268番地の３
破産者　山浦　弘二
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７３号
熊本県八代郡氷川町宮原栄久45番地
破産者　木村　隆博
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部